

部長会議付議事案書（報告）

（平成30年5月29日）

提案課名 人事課

報告者名 高田 保

事案名	平成30年夏の生活スタイル変革（秦野市版「ゆう活」）の試行について	資料 有									
提 案 趣 旨	<p>働き方改革の一環として、①時差勤務、②時間外勤務を行う必要がある場合の早朝実施の奨励、③ノー残業デーの促進により、職員の夏の生活スタイルの変革（秦野市版「ゆう活」）を試行するものです。</p> <p><b>【試行の目的】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人・家庭生活の充実（いわゆる「ワーク・ライフ・バランス」の実現）</li> <li>2 仕事の進め方の見直しの契機（業務の効率化）</li> <li>3 時間外勤務の縮減</li> <li>4 職員の健康管理</li> </ol>										
概 要	<p><b>1 実施概要</b></p> <p>本年7月1日から8月31日までの間において、次の内容で秦野市版「ゆう活」を実施します。</p> <p>(1) 時差勤務の実施</p> <p>現在実施している時差勤務（勤務時間の繰上げ・繰下げ）について、「ゆう活」期間中は職務上の必要に関わらず、<u>希望する職員は前日までに所属長の承認を得た上で、① 午前8時から午後4時45分まで、又は② 午前7時30分から午後4時15分まで、のいずれかの勤務を可能とする運用とする。</u></p> <p>(2) 時間外勤務を行う必要がある場合の早朝実施の奨励</p> <p>時間外勤務を行う必要がある場合は、可能な限り早朝（午前6時30分以降）に行い、定時（午後5時15分）に必ず退庁する。</p> <p>なお、ゆう活の一層の促進のため、期間中はコンピュータのオンラインシステムについて、午前6時30分から職員が利用できるようにする。</p> <p>(3) ノー残業デーの促進</p> <p>早朝勤務の取組に加え、各課等において毎週1日以上「ノー残業デー」を継続する。各課等の業務の状況に合わせ、実施する曜日は任意に設定する。また、実施をさらに高めるため、期間中のノー残業デーには、各課等の長が、所属職員が退庁するまで残り、状況を確認する。</p> <p><b>2 過去の実績（平成28年度及び29年度、いずれも7月～8月）</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #e0f2f1;"> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">H28</th> <th style="text-align: center;">H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>早朝の時間外勤務実施者数(人)</td> <td style="text-align: center;">267</td> <td style="text-align: center;">315</td> </tr> <tr> <td>ノー残業デー実施率(%)</td> <td style="text-align: center;">87</td> <td style="text-align: center;">89</td> </tr> </tbody> </table>		項目	H28	H29	早朝の時間外勤務実施者数(人)	267	315	ノー残業デー実施率(%)	87	89
項目	H28	H29									
早朝の時間外勤務実施者数(人)	267	315									
ノー残業デー実施率(%)	87	89									

経過	<p>1 国（総務省）からは県を通じ引き続き、フレックスタイム制の活用や、時間外勤務の縮減など、地域社会をリードする役割としての「ゆう活」を一層充実して行うよう通知がありました（本年5月7日付け）。</p> <p>2 昨年度、県内の市では時差勤務について横須賀市及び鎌倉市（いずれも試行）、早朝の時間外勤務の奨励について平塚市及び伊勢原市、ノー残業デーについて逗子市、厚木市、座間市及び南足柄市が実施しています。</p>
今後の進め方	<p>本年6月 周知（職員、議員等）</p> <p>本年7月～8月 実施期間</p> <p>本年9月 実施状況の把握、効果の検証</p> <p>※ 時差勤務は今年度新規の取組として試行します（試行のため関係規定等の改正は実施しない）。</p> <p>※ 実施状況は月ごとに各課に報告を求め、効果を検証し、翌年度以降の実施内容について検討することとします。</p>

平成29年10月 市長公室人事課

## 1 効果等

- (1) 業務の実態に応じた時差勤務の促進が図られた。
- (2) 早朝時間帯（午前6時30分以降）にオンラインシステムを利用可能としたことにより、対前年度比32.7%の同時間帯の利用増となった。
- (3) 定時後の疲労した状況と異なり、業務に効率よく集中して取組めた。
- (4) オンラインシステムがいつまで使えるか分からない定時後に時間外勤務をするよりも、早朝は効率的に業務を行うことができた。
- (5) 早朝の勤務が日中の業務を集中して行うことにつながった。
- (6) 早朝は電話対応がないため、業務に集中することができた。
- (7) 期間中はノー残業デーの徹底が図られた。
- (8) 定時退庁に留意することにより、効率的な業務の遂行を図ることができたため、早朝勤務制度は機会があれば引き続き活用したい。
- (9) 職員が早めの帰宅を心がけるようになり、生活スタイル変革の効果が見られた。
- (10) 就業後、職員相互のコミュニケーションの時間が生まれ、職場の意識の統一が図られた。
- (11) ノー残業デーの実施によりプライベートの時間が増え、職員のリフレッシュにつながっていると感じられた。

## 2 課題等

- (1) 早朝勤務はバス等の公共交通機関の便が少ないため通勤が難しい。
- (2) 業務の準備のための早めの出勤を行っている職員にとっては、どこからを「時間外勤務」として申請すべきか、線引きしづらい。
- (3) 本来のゆう活のように、早く出勤した分は定時前に帰ることができないと、メリットを感じられない。フレックス制度の導入を検討すべき。
- (4) 保健福祉センターは施設管理上、朝7時50分以降でないとは開かないため、早朝勤務ができない。

# 平成30年度 国家公務員における「ゆう活」実施方針（概要）

## 1 趣旨

- 我が国の長時間労働を打破し、働き方を含めた生活スタイルを変革する国民運動を政府を挙げて展開
- このため、国家公務員については、率先して取組を進めることとし、実施に当たって、以下の3点を重視
- ① 職員がフレックスタイム制等の活用により退庁時間を早め、一日の時間を有効に使うことで、ワークライフバランスを実現
- ② 業務の無駄を徹底的に排除し、業務を効率化
- ③ 職員の士気の向上も通じて、国民への行政サービスの維持・向上を徹底

## 2 実施時期、実施対象機関・職員

- 平成30年7月及び8月（ワークライフバランス推進強化月間に実施）  
※ 各府省等の判断において、6月や9月以降も実施可
- 原則全ての府省等（地方機関等を含む。）が対象
- 対象職員の範囲は、業務の特性や職員・組織の状況も考慮しつつ、各府省等で判断

実施が困難なことが想定される職員（例）

- ① 交替制勤務職員等業務の性質上実施が困難な職員
- ② 育児・介護等本人の事情により実施が困難な職員
- ③ 実施することにより確実に行政サービスの低下につながる職員
- ④ 業務の繁忙期となることがあらかじめ見込まれ、実施することにより7月及び8月を通じて確実に労働時間の増加につながる職員

## 3 実施内容

- 職員の終業時刻を17時15分\*までに割り振ることを「ゆう活」とし、当該職員は原則定時退庁を行う。
  - ※ 定時退庁が困難な場合でも可能な限り早期退庁
  - ※ 各府省等において、職員の希望や負担を考慮した上で、期間中一定の日数において実施  
フレックスタイム制等の活用により、必ずしも出勤時間を早めなくても「ゆう活」を実施できることに留意
- 期間中は、霞が関等において、原則20時以前の庁舎の消灯を励行
- また、政府全体で、原則16時以降やお盆期間に会議、作業・調査依頼及び協議を行わない等の取組を徹底
- 「ゆう活」の前提として、業務削減、業務効率化等働き方改革が不可欠であることを周知徹底し、  
具体的な取組を推進し、超過勤務縮減を進める。

\* 霞が関勤務の職員の一時的な  
終業時刻は18時15分

部長会議付議事案書（報告）

（平成30年5月29日）

提案課名 営業課

報告者名 内藤 道夫

事案名	公共下水道使用料の外水栓への誤賦課に係る還付について	資料 無															
提案趣旨	平成29年8月に議員連絡会で報告した、公共下水道に接続されていない外水栓単独の水道メーターに対し、下水道使用料を誤って賦課していたものについて、全ての対象者に説明し、下水道使用料の還付手続きが完了しましたので、その結果について報告するものです。																
概要	<p>水道メーターの中で、集合住宅等において、屋外への散水用の水栓は公共下水道に接続をしていないため、下水道使用料を賦課しませんが、誤って賦課している水栓があったことから、平成29年5月から調査を実施し、平成29年10月から誤賦課の対象者に個別に説明を行い、下水道使用料の還付を行いました。</p> <p>還付については使用水量のデータが残っている平成19年4月検針以降分及び同年3月以前検針分においても、証拠書類の提示を受けたものについて還付を行いました。</p> <p>1 誤賦課対象水栓数 75水栓（78人）</p> <p>2 還付金額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 30%;">平成19年4月検針以降分</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">3,451,781円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">(78人)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成19年3月検針以前分</td> <td style="text-align: right;">471,470円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">(うち18人)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">3,923,251円</td> </tr> </table> <p>3 最終の還付金支払日 平成30年5月30日（予定）</p>			平成19年4月検針以降分	3,451,781円			(78人)		平成19年3月検針以前分	471,470円			(うち18人)		計	3,923,251円
	平成19年4月検針以降分	3,451,781円															
		(78人)															
	平成19年3月検針以前分	471,470円															
		(うち18人)															
	計	3,923,251円															
経過	<p>平成29年3月 外水栓の誤賦課を発見</p> <p>同年 5月～8月 その他に誤賦課の疑いのある水栓について、書類調査及び現地調査の実施</p> <p>同年 8月17日 議員連絡会で調査結果を報告</p> <p>同年 9月 下水道使用料の還付について補正予算を提案、可決</p> <p>同年10月～平成30年5月 誤賦課対象者に説明のうえ下水道使用料を還付</p>																
今後の進め方	<p>平成30年5月30日 最後の対象者の還付金支払日</p> <p>同年 6月 議員への情報提供</p>																

## 土地利用委員会 調整部会 審議案件報告書

(平成30年4月・5月 調整部会)

平成30年5月(臨時部長会議) 開発建築指導課

番号	事業名	計画地	事業主	用途地域	開発面積(m <sup>2</sup> )	計画概要
1	(事業名)	曲松二丁目 634番ほか	(事業主名)	第一種低層住居 専用地域	1,965.62	専用住宅9戸
2	(事業名)	戸川字下矢坪 561番地1ほか	(事業主名)	工業地域	1,351.77	専用住宅8戸
3	(事業名)	平沢字宮ノ前 1290番1ほか	(事業主名)	第二種住居地域	1,097.32	店舗(コンビニエンスストア)1棟及び物置1棟
4	(事業名)	名古屋字宮ノ前 342番2	(事業主名)	準住居地域	1,421.44	店舗(飲食店)1棟

(注) 区域面積1,000m<sup>2</sup>以上の環境創出行為(自己用住宅1戸は除く)及び分譲住宅または共同住宅で10戸以上の環境創出行為を掲載。